

## いしかわ外国人材活用ワンストップセンター外国人材向け就労相談窓口運営事業 業務委託仕様書

### 1 委託業務名

いしかわ外国人材活用ワンストップセンター外国人材向け就労相談窓口の運営業務

### 2 事業の目的

人口減少や少子高齢化に伴い、石川県内（以下「県内」という。）企業の人手不足が深刻化する中、県内の外国人労働者数及び外国人雇用事業所数は年々増加しており、外国人労働者を雇用している県内企業の中には、雇用・定着に課題を抱える企業も多い。

このような実情を鑑み、石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）では、令和6年8月から、いしかわ外国人材活用ワンストップセンター（以下「ワンストップセンター」という。）を開設し、企業向けの相談窓口として対応を行っているが、県内企業等への就職を希望する外国人材や県内在住の外国人労働者からの就労相談窓口がなく、その整備が課題となっていた。

本業務は、昨今増加傾向にある、外国人材からの職業紹介依頼や労働相談に対応する窓口の整備を図ることで、県内企業等における外国人労働者の活用・定着を促進することを目的とするものである。

### 3 業務の履行期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

### 4 業務の対象者

- (1) 県内企業等が県内に設置している事業所等（以下「県内事業所等」という。）に就職している外国人材（就職内定を得ている者も含む）
- (2) 県内事業所等への就職を希望する外国人材
- (3) その他、就労相談対応が必要と県が認める者

※県内企業等とは本県内に本社もしくは事業所（支店、営業所、連絡事務所等）のある企業及び団体とする。

### 5 業務の内容

#### (1) 就労相談窓口の運営

4に定める対象者からの就労相談に対応する窓口を令和8年10月1日（木）に開設し、相談対応を行う。

##### ① 対応する相談内容

ア 県内事業所等への就職に関すること

イ 長時間労働や賃金不払い等、県内事業所等で就労する外国人材が抱える労務問題に関すること

ウ その他、外国人材の就職や労働に関する相談で助言及び支援が可能なもの

##### ② 対応方法

メールやオンラインツール（LINE等）での対応を基本とし、相談者の希望や必要に応じ、相談窓口開設場所での対面対応や訪問、電話等も活用すること

③ 相談窓口の場所及び対応日時

ア 場所

石川県金沢市本町 1-5-3 リファール 3 階

公益財団法人石川県国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）内

イ 対応日

月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日や国際交流協会が定める休日等を除く）のうち任意の 3 日間

曜日については委託期間中固定すること

また、対応日が休日になる場合は原則として別曜日に振り替えて対応すること。ただし、1 週間の営業日が 3 日未満である週を除く。

ウ 対応時間

午前 9 時から午後 5 時

エ その他

対応日時ではない日時に着信するメールやオンラインツール等に対応するため、自動応答システムを構築し運用すること

④ 窓口運営にかかる費用負担

業務に必要となる什器・備品等（机、椅子、キャビネット、パーテーション、ロッカー、パソコン、Wi-Fi ルーター、業務用携帯電話等）については機構が新たに購入又は賃借するものを活用すること。ただし、賃借品（パソコン、Wi-Fi ルーター、業務用携帯電話等）の使用に際し発生する月額料金や契約更新料等は受託事業者が負担するものとする。

(2) 外国人材の採用を希望する県内事業所等データベースの作成・管理

ワンストップセンターと連携し、外国人材の採用を希望する県内事業所等に関するデータベースを作成し、情報の収集や管理更新等を行うこと。

(3) 外国人材・県内事業所等のニーズに合わせた個別マッチング（職業紹介）

① 県内事業所等への就職を希望する外国人材（ただし、本委託業務やその他石川県・機構が実施する事業等を通じ人材情報を把握した者に限る）から個別の職業紹介希望があった際には、希望等をヒアリングの上、5(2)のデータベースに登録された県内事業所等とのマッチングを無償で実施すること。なお、外国人材に紹介する県内事業所等については、ワンストップセンターと十分に相談の上、選定を行うこと。

② マッチングは、次の内容を含むこととし、外国人材及び県内事業所等の事情や要望等を十分に汲み取って支援すること。

ア 受入体制の整備（外国人材採用を検討する県内企業への助言・指導）

イ 求人票・エントリーシートの作成

ウ 面接に向けた準備（面接練習を含む）

エ 内定辞退防止フォロー

オ 在留資格手続き、入国時フォロー

## 6 業務に当たって配置する人員

常時、上記5の業務内容に対応できる人員体制とすることとし、本事業の委託料の範囲内で配置すること。

## 7 業務の広報

チラシ、ホームページの開設、SNS 等により、対象者に本業務における取組内容を広く周知し、活用を促すこと。

また、外国人材を採用している県内事業所等から対象者へ適切に本業務周知が図られるよう、機構と密接に連携し広報活動を行うこと。

## 8 業務の管理

### (1) 相談窓口の利用者情報及び相談内容

相談窓口の利用者情報及び相談内容を記録すること。また、相談対応後の経過・結果についても把握することとし、同様に記録すること。

### (2) 個別マッチングの実施状況及び進捗状況

個別マッチングを行う対象者ごとにマッチング状況を記録すること。またマッチング後の経緯・結果についても把握することとし、同様に記録すること。

### (3) 業務の月例報告

- ① 月毎の上記8(1)(2)の内容は、前月の業務終了後速やかに機構に報告すること。
- ② 必要に応じて、機構から求められるデータの収集や集計に対応すること。

## 9 情報の取扱い

### (1) 外国人材の採用を希望する県内事業所等データベースに掲載する情報

石川県及び機構と共有することを事前明示し、当該企業等の同意を得て取得すること。

また、同情報については、県内事業所等への就職を希望する外国人材とのマッチング以外の目的での使用は一切行わないこととし、石川県、機構及び当該企業等の許可なく第三者への開示・提供を行わないこと。

### (2) 本委託業務を通じて取得した外国人材に関する情報

個人情報の保護に関する法律その他の法令に定める適切な取得・管理を行うとともに、石川県及び機構と共有することについて、当該者の同意を得ること。また同情報については、外国人材の採用を希望する県内事業所等とのマッチング以外の目的での使用は一切行わないこととし、石川県、機構及び当該者の許可なく第三者への開示・提供を行わないこと。

## 10 業務の実績報告

### (1) 提出書類

業務の完了後、以下の書類等を提出すること。

- ① 業務実績報告書
- ② 支出内訳書
- ③ 業務実績一覧

※業務実績の詳細が分かる資料を別途添付すること。

(2) 報告期限

令和9年3月31日までに、履行期間における実施分を提出すること。

1.1 著作権等について

- (1) 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は機構に帰属するものとし、その利用および再編集は機構において自由に行うことができるものとする。
- (2) 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。

1.2 業務の引継ぎ等について

委託期間の終了等により、本業務の受託者が変更となる場合は、本業務を新たに受託する者に適切かつ速やかに業務を引き継ぐこと。

1.3 その他

- (1) 業務にあたっては、機構と協議のうえ実施すること。
- (2) 本委託業務の受託者が既に職業紹介事業を行っている場合においては、本業の範囲内で手数料を取ることは妨げない。ただし、委託期間中、受託者が本業の範囲内で実施する職業紹介事業として県内事業所等へのマッチングを行い、就職（就職内定含む）が決定した場合は、職業安定法（昭和22年法律第141号）に抵触しない範囲内で、その詳細（件数、人数、就職企業等、職種等）を機構に報告すること。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、機構と協議すること。